

えいのうキング

《発行》山形市農業振興協議会

＜問い合わせ先＞

農政課 就農・経営支援係

TEL 641-1212 内線 430

令和7年度 やまがた美味しいカーニバル 農産物フリーマーケット参加者募集！

- ① 目 的 山形市の安全安心で新鮮な農畜産物の即売、関連イベントなど、消費者とのふれあい・交流を通して、本市農業のアピールと農畜産物のおいしさをPRし、本市農業の消費拡大と地産地消の推進を図る。
- ② 日 時 令和7年10月18日（土） 10：00～14：00
- ③ 場 所 県民ふれあい広場 芝生広場（霞城公園東大手門の東側）
（「山形市認定農業者連絡協議会」でブース確保）
- ④ 内 容 自分で生産、加工した農畜産物の販売
- ⑤ 申 込 令和7年8月29日（金）まで電話でお願いします。
- ⑥ 留意点
 - ・電気をご使用の際は、発電機等で各自対応いただくことになります。
 - ・コンロ、鉄板等を持ち込む際は、その旨ご連絡ください。
 - ・出店料は無料です。テント、長机、椅子はこちらをご用意しております。

【申込・問い合わせ】

山形市認定農業者連絡協議会事務局
（山形市農政課 就農・経営支援係）
TEL：641-1212（内線 430）

若手農業者、新規就農者等へ引き継ぐ農地を探しています

新規就農等で果樹を始める場合、木が生育し、収入を得られるようになるまで時間がかかります。農地もせっかく皆様が育てた農地を放置すると再び使えるようになるまで時間がかかります。また、昨今の社会情勢の影響で資材が高騰しており、新規就農者等が既存の施設を居ぬきで使えると非常にありがたいです。

そこで、新規就農者等が農業者のみなさんから園地や施設をそのまま引き継ぐ形の就農を促進できないかと考えております。引き受け手は新規就農者に限らず、規模拡大をお考えの農業者の方でも可能です。

周囲に 農地の引継ぎを検討している方がいらっしゃいましたら、農政課へ情報提供いただけると幸いです。

【お問い合わせ】 山形市農政課 就農・経営支援係（内線430）

山形市6次産業化ビジネスチャレンジ支援事業費補助金

山形市では、農業の振興と活性化を図るため、農畜産物の生産だけでなく、加工・販売を含めた、農業を起点とした6次産業化の取り組みを支援します。

1. 補助の対象事業

○ビジネスチャレンジ支援事業

- ・自らが生産する農畜産物を加工した新商品の開発や試作品の販売等に係る事業
- ・体験農場、観光農園、農家レストラン等新たな販売方式の導入に係る事業
- ・その他市長が必要と認める事業

○販路拡大支援事業

農産物及び加工商品の販路拡大等に向けた、商談会、見本市等への出展に係る事業

○グリーン・ツーリズム推進事業

体験農場、観光農園、農家レストラン、産地直売所等が誘客拡大に取り組む場合に必要となる施設・設備等の整備に係る事業

2. 事業対象者 市内に住所を有し、農畜産物を販売目的で生産・加工する農業者等とする。

3. 交付の補助率と補助限度額

(1) ビジネスチャレンジ支援事業

①農業者等自ら取り組む場合 2/3 上限25万円

②商工業者等と連携する農業者等が取り組む場合 1/2 上限50万円

※ただし、重点的に活用を図るべき農畜産物を活用した場合は、補助対象経費の3分の2に相当する額とし、50万円を上限とする。

(2) 販路拡大支援事業 1/2 上限25万円

(3) グリーン・ツーリズム推進事業 1/3 上限50万円

※上記の事業について、総事業費10万円以上のものを対象とする。

4. 申込方法

下記の提出書類を山形市役所農政課まで提出してください。

※申請書等は市農政課で受領するほか、市ホームページからもダウンロードできます。

山形市ホームページ：<http://www.city.yamagata-yamagata.lg.jp/>

5. 提出書類

申請書、事業計画書、補助事業に係わる経費の見積書、その他付随する資料(カタログ等)

6. 募集期間

令和7年9月30日（火）まで

【公募終了後のスケジュール】

外部委員を含む補助金交付対象者決定審査会を開催し、6次産業化の取り組みの実現性や創意工夫性などをポイントとして審査（書類審査、事業主体によるプレゼンテーションなど）を行います。意欲的な6次産業化の取り組みに対し、補助金交付対象事業として決定します。

※提出の前に、申請内容等について事前に担当にご相談下さい。

【お問い合わせ】

担当 農林部農政課 6次産業推進係

電話 023-641-1212（内線432）

農地の貸し借りの制度の

※「農サポやまがた」は やまがた農業支援センターの愛称です

農地中間管理事業 をご活用ください



出し手農家のメリット

- * 公的機関が農地を預かるので安心です
- * 契約期間終了後には確実に農地が戻ります
- * 賃料は確実に機構から振り込まれます

受け手農家のメリット

- * 複数の出し手農家の農地を借りても契約は機構とのみ行うので手間が省けます
- * 口座振替で賃料の支払いが便利です

農地中間管理事業の手数料について

◎令和7年から農地中間管理事業の利用には『手数料』のご負担をお願いします

農地中間管理事業の運営には、やまがた農業支援センターの自主財源を一部充当している経費があり、この負担が年々増加しています。

このため、将来に向けて持続的、安定的にこの事業をご利用いただけるよう、利用者の皆様に一部ご負担をお願いすることといたしました。

なにとぞ皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎手数料の概要

対象者	対象となる契約	納付時期・方法	手数料率	その他
出し手農家 (所有者)	令和6年10月以降に公告となる ・満期再契約 ・更新・新規契約から	毎年11月の賃料支払いの際、手数料を差し引いて支払いいたします	出し手・受け手それぞれ 0.75%	・農地バンク事業の賃貸借契約の際に、出し手農家・受け手農家それぞれから、毎年手数料のご負担をお願いします
受け手農家 (耕作者)	★直ちにすべての契約が対象となるものではありません ★実際の納付は令和7年11月からです	毎年11月の賃料支払いの際、手数料を上乗せして納入いただきます	年間賃料が1万円の場合 手数料は75円	

◎手数料納付のイメージ

(10aあたりの賃料が年間10,000円の場合の例)



詳しくは やまがた農業支援センター (023-631-0697) またはセンターのホームページをご覧ください